

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改定	R3.10.15
作成	H26-08-21

検討課題	41	議員の政治倫理への対応（議会における不規則発言について）		
区分	Ⅲ - B			
関連条例内容	<p>（議員の政治倫理） 第16条 議員は、市民の厳粛な信託を受けたことを自覚し、市民全体の代表者として常に良心と倫理性をもって努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 亀山市議会議員政治倫理指針 2. 会議等の心得 <ul style="list-style-type: none"> （3）企業又は個人を誹謗すること、又は私生活に干渉するような言動を避けること。 （4）地方自治法、亀山市議会基本条例及び亀山市議会会議規則に定める議員の品位の保持に努めること。 （5）常に礼節を重んじ、議員相互の融和を図ること。 			
検討内容	・ 政治倫理指針の改正の検討			
現状分析		議論する内容		対応内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 亀山市議会議員政治倫理指針（政治倫理指針） 2. 会議等の心得 <ul style="list-style-type: none"> （3）企業又は個人を誹謗すること、又は私生活に干渉するような言動を避けること。 （4）地方自治法、亀山市議会基本条例及び亀山市議会会議規則に定める議員の品位の保持に努めること。 （5）常に礼節を重んじ、議員相互の融和を図ること。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 最近、議員の不規則発言が問題となっている。セクシャルハラスメント、マタニティーハラスメント、パワーハラスメント等の発言を行わない議員の倫理観の醸成の検討。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 政治倫理指針の見直しを行う。様々なハラスメント行為を禁止する項目を追加する。 ・ 政治倫理に関する規定のあり方や、他市議会における市からの補助金等交付団体の役員等への就任規定、政治倫理に関する規程等の制定状況について確認し、政治倫理指針の見直しについて協議。（令和3年8月25日 議会改革推進会議検討部会）

現状分析	議論する内容	対応内容
<p>・ハラスメント (Harassment) とは、いろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』を言う。その種類は様々だが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指す。</p> <p>①セクシュアル・ハラスメント＝本人が意図する、しないにかかわらず、相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動のこと。</p> <p>②マタニティー・ハラスメント＝働く女性が妊娠・出産に関連し職場において受ける精神的・肉体的いやがらせのこと</p> <p>③パワー・ハラスメントは＝同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。</p> <p>④モラル・ハラスメント＝言葉や態度、身振りや文書などによって、働く人間の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて、職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気を悪くさせること。</p>		